

令和6年9月9日

令和6年度における世界文化遺産の推薦候補に係る 文化審議会答申について

9月9日（月）に開催された文化審議会世界文化遺産部会において、「飛鳥・藤原の宮都」を本年度の世界文化遺産の推薦候補とすることが答申されました。詳細は別紙の通りです。

<担当> 文化庁文化資源活用課

課長 塩川 達大

室長 則本 浩佑

主任文化財調査官 西 和彦

世界文化遺産企画係長 青山 恵津子

電話：03-5253-4111(代表) (内線 4762)

選定物件

世界遺産一覧表への記載に向けて今年度推薦することが適当と思われる世界文化遺産の候補物件として、「飛鳥・藤原の宮都」を選定する。

選定理由

今年度に世界文化遺産への推薦を希望する物件は、「飛鳥・藤原の宮都」であった。

本物件については、令和5年度の文化審議会意見において、「世界遺産登録の要件となる資産の保護（文化財等指定）が進められているものの、必ずしも十分でない状況であり、引き続き取り組むべきである。また、資産の管理・整備に係る関係省庁・関係自治体等による包括的な体制の構築、全体方針の策定、国際的な理解を得るための価値の説明の精査・充実等について更に取り組むべきである。」とされた。

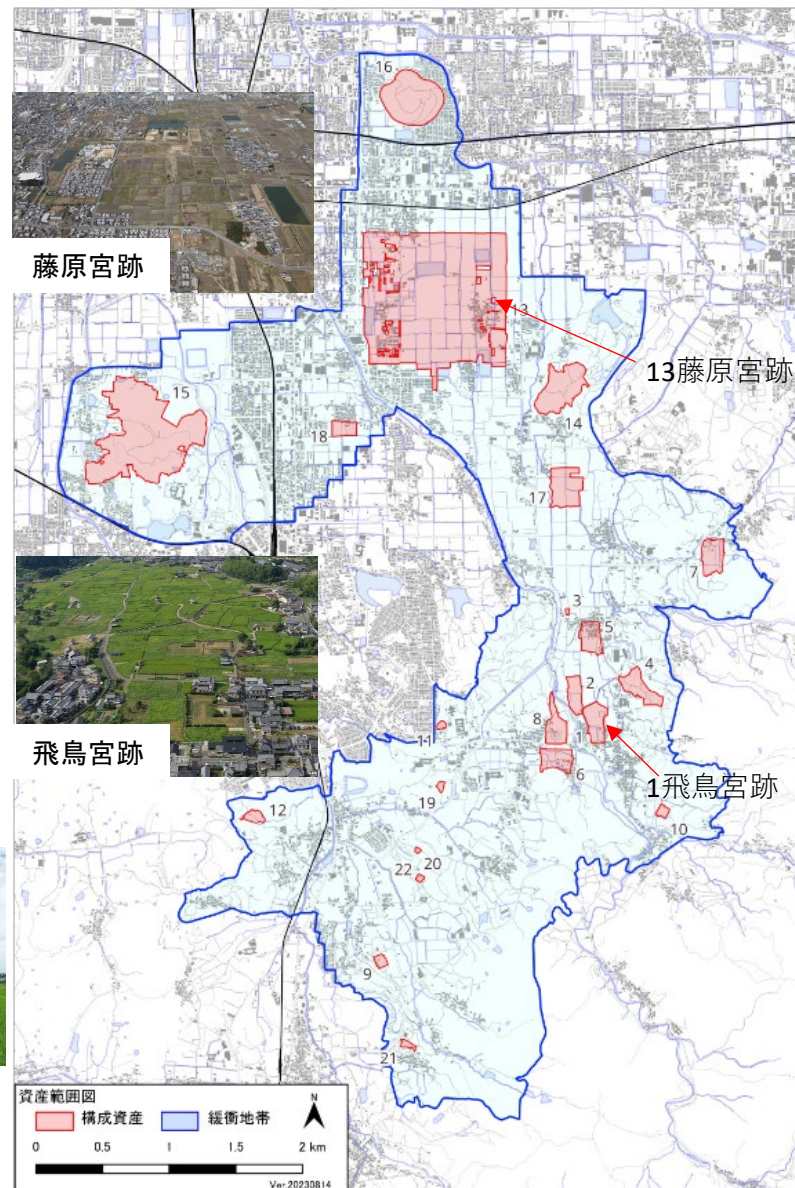
文化審議会では、今年度、改めて「飛鳥・藤原の宮都」について進捗状況等の確認を行ったところ、①藤原宮跡について資産の保護措置をより完全なものにすること、②推薦書提出までにより明確な表現となるよう推薦書案の記述内容について修正していくことといった課題はあるものの、全体として顕著な普遍的価値が認められ得ると考えられ、かつ、基本的には構成資産は十分な保護措置を受けていることなどから、今年度推薦することが適当と思われる世界文化遺産の候補物件として、本物件を選定する。

「飛鳥・藤原の宮都」概要

本資産は、中国大陸及び朝鮮半島との緊密な交流のもと、日本列島においてはじめて生まれ、後代にも文化的影響を与えた古代国家の宮都の考古学的遺跡群等である。東アジアの古代国家形成期において、中央集権体制が誕生・成立した過程を、2つの連続する時代の宮都の変遷から示すことができる唯一無二の資産であり、人類にとって顕著な普遍的価値を持つ。

構成資産 (11, 13-16, 18 橿原市、7 桜井市、左記以外すべて明日香村)

	考古学的遺跡			大和三山
	宮殿・官衙跡	仏教寺院跡	墳墓	
飛鳥の宮都	1 飛鳥宮跡 2 飛鳥京跡苑池 3 飛鳥水落遺跡 4 酒船石遺跡	5 飛鳥寺跡 6 橋寺跡 7 山田寺跡 8 川原寺跡 9 檜隈寺跡	10 石舞台古墳 11 菖蒲池古墳 12 牽牛子塚古墳	
藤原の宮都	13 藤原宮跡	17 大官大寺跡 18 本薬師寺跡	19 天武・持統天皇陵古墳 20 中尾山古墳 21 キトラ古墳 22 高松塚古墳	14 大和三山 (香具山) 15 大和三山 (畝傍山) 16 大和三山 (耳成山)



山田寺跡

本薬師寺跡

高松塚古墳

大和三山 (畝傍山)